（指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）

**第百三十一条の五**　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等）

**第百三十一条の六**　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等）

**第百三十一条の七**　（略）

2・3　（略）

4　第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等）

**第百三十一条の八**　（略）

2・3　（略）

4　第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定複合型サービス事業者に係る指定の申請等）

**第百三十一条の八の二**　（略）

2・3　（略）

4　第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る別段の申出）

**第百三十一条の九**　（略）

2　前項に規定する申出書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（事業の廃止又は休止）

**第百三十一条の十**　（略）

2　前項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。ただし、同項の規定による届出を、児童福祉法第二十一条の五の二十第四項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十六条第二項の規定による届出の書類の写しを提出することにより行った場合は、この限りでない。

（指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等）

**第百三十一条の十三**　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び前二項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の辞退等）

**第百三十一条の十三の二**　法第七十八条の八の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を辞退しようとする者は、その旨を、当該指定に係る地域密着型介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する市町村長に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）

**第百三十一条の五**　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等）

**第百三十一条の六**　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等）

**第百三十一条の七**　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等）

**第百三十一条の八**　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定複合型サービス事業者に係る指定の申請等）

**第百三十一条の八の二**　（略）

2・3　（略）

（新設）

（共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る別段の申出）

**第百三十一条の九**　（略）

（新設）

（事業の廃止又は休止）

**第百三十一条の十**　（略）

2　前項の届出は、児童福祉法第二十一条の五の二十第四項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十六条第二項の規定による届出の書類の写しを提出することにより行うことができる。

（指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等）

**第百三十一条の十三**　（略）

2～4　（略）

（新設）